

下落抑制年2回更新型 日本株ファンド90

追加型投信／国内／株式

(愛称) あんしん90日本株



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,554億円

(資本金・運用純資産総額は2019年4月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



投資家の皆さまへ

「将来に備えて少しでも資産を増やしたい。でも大きく値下がりするのは心配。」

そのような投資家の皆さまの声に応えるために誕生したのが、この「あんしん90日本株」です。「あんしん90日本株」は、基準価額の下落を抑えつつ実質的に日本株に投資することで、資産を着実に増やすことをめざす投資信託です。

「あんしん90日本株」は「積極運用」と「安定運用」の2つの運用で、6ヵ月毎に設定される観測期間中の基準価額の下落を「みまもり水準」までに抑えることをめざして運用を行います。

どうぞ末永く、この「あんしん90日本株」をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

下落抑制年2回更新型 日本株ファンド90の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月17日に関東財務局長に提出しており、2019年6月18日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券 (株価指数先物取引))	年1回	日本	ファンド・オブ・ファンズ

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

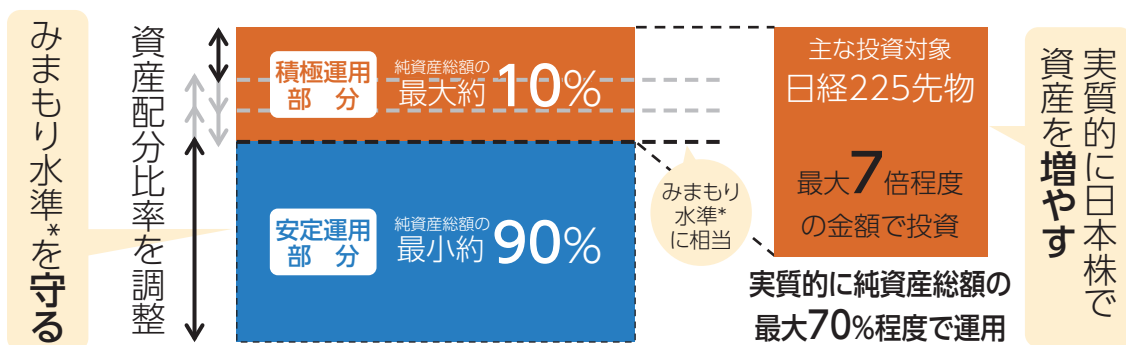
■ ファンドの目的

投資対象ファンドを通じて、担保付スワップ取引により、円建ての短期金融資産(預金含む)への投資を行うほか、国内株式(主として日経225先物)に実質的な投資を行います。当ファンドは、信託財産の成長をめざしてファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

当ファンドにおける投資対象ファンドとは、円建てケイマン籍外国投資信託である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)(年2回更新型日本株90クラス受益証券)」(以下「外国投資信託証券」ということがあります。)
および明治安田マネープール・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)
のことをいいます。

■ ファンドの特色

- **特色①** 主として、円建ての外国投資信託証券への投資を通じて、担保付スワップ取引により、円建ての短期金融資産(預金含む)へ少なくとも90%程度の投資を行うほか、残り最大10%程度の部分で国内株式(主として日経225先物)に実質的な投資を行います。
 - ・ 純資産総額に対する株式の実質組入比率は最大70%程度となります。



安定運用部分：外国投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引により、円建ての短期金融資産(預金含む)へ少なくとも90%程度の実質的な投資を行います。

積極運用部分：外国投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引により、国内株式へ最大10%程度(主として日経225先物等に投資を行うことで純資産総額に対する株式の実質組入比率は最大70%程度)の実質的な投資を行います。

*みまもり水準

運用上、基準価額がこれを下回らないよう目標とする水準です。基準価額が当該水準を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。みまもり水準の留意点等については、7~8ページの【みまもり水準について】をご参照ください。

- 安定運用部分は、純資産総額の最小約90%のみまもり水準を「守る」運用を行います。6ヵ月毎の観測期間中の基準価額の下落抑制(みまもり水準を確保)を目標としつつ、安定した運用をめざします。
- 積極運用部分は、主として日経225先物に投資を行うことで実質的に純資産総額の最大70%程度で「増やす」運用を行います。株価指数先物(日経225先物)を活用し、実質的に日本株に投資することで積極的な運用をめざします。

※当ファンドの投資対象ファンドである外国投資信託証券の運用・管理は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

担保付スワップ取引は、当ファンドの投資対象ファンドであるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが運用・管理する外国投資信託証券と、クレディ・スイス・インターナショナルとの間で行われます。

※当ファンドは、外国投資信託証券を組入れているため、基準価額とみまもり水準、株式市場の動きに差異が生じることがあります。

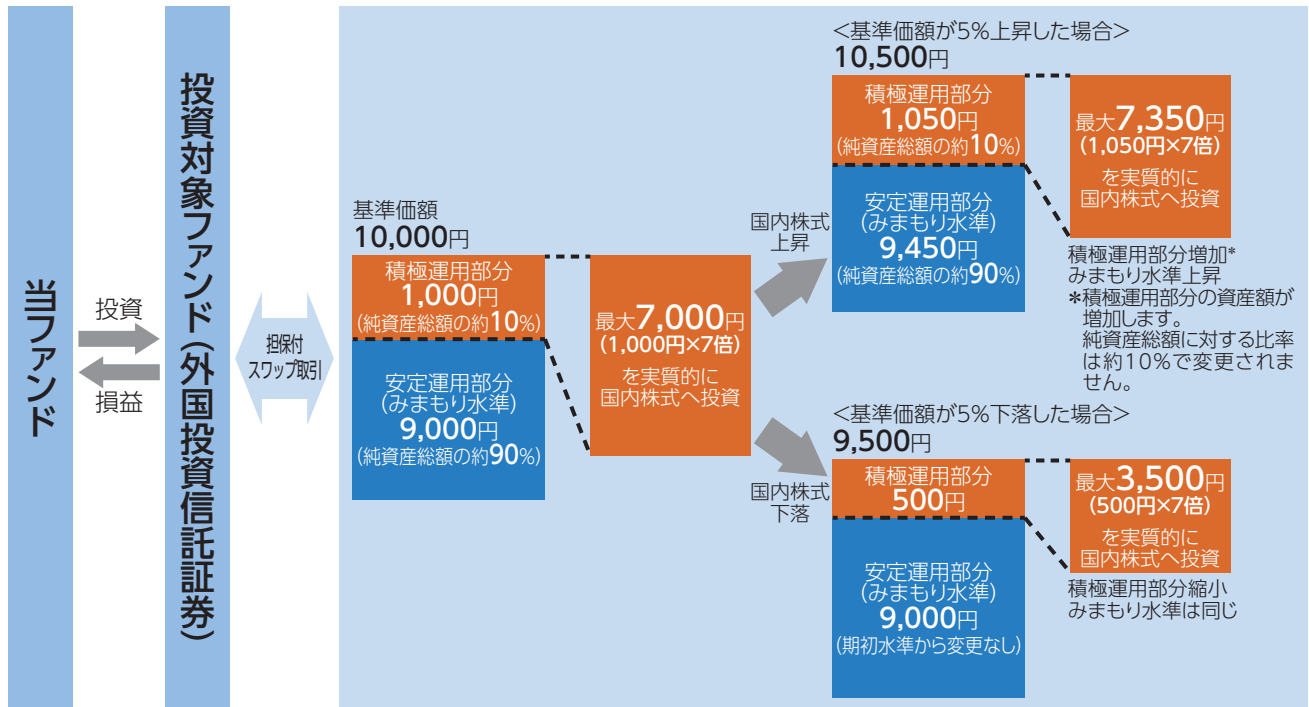
※株価指数先物(日経225先物)を活用するため、日本の現物株式に直接投資することはありません。

※最新のみまもり水準は、委託会社のホームページ(<http://www.myam.co.jp/>)でご確認いただけます。

- 特色②** 担保付スワップ取引を通じて、日本の株価指数先物および短期金融資産への資産配分比率、ならびに株式等への実質的な投資比率を調整し、6ヵ月の観測期間中の基準価額の下落を「みまもり水準」までに抑えることをめざして運用を行います。

担保付スワップ取引部分の実質的な投資比率のイメージ

基準価額の下落を抑えつつ、実質的に日本株に投資して
資産を増やすしくみ (イメージ)



積極運用部分

・・・実質的に日本株(主として日経225先物)に投資

安定運用部分

・・・実質的に短期金融資産(預金含む)に投資

※上記は、観測期間中、担保付スワップ取引を通じた実質的な投資対象を積極運用部分と安定運用部分の値動きに分けて説明したイメージ図であり、すべてを網羅するものではありません。実際の値動きとは異なりますが、わかりやすくご理解いただくために基準価額に置き換えて説明を行っています。

※積極運用部分は、主として日経225先物等に投資を行うことで実質的に純資産総額の最大70%程度で運用しますが、基準価額と日経平均株価との追随率が70%になるものではありません。

※積極運用部分の配分比率は運用状況等により日々基準価額の0%～10%の間で変動するため、実質的な投資比率は日々変動します。

※担保付スワップ取引は、実際に投資対象資産(日本の株価指数先物・短期金融資産(預金含む))を保有していなくても、スワップ取引の相手方(クレディ・スイス・インターナショナル)と投資対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同様の投資効果を楽しむ取引のことで。

※当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。

※担保付スワップ取引については、後述の「ファンドの仕組み」「投資リスク」をご参照ください。

<安定運用部分>

- 設定当初の安定運用部分(みまもり水準に相当)は1万口当たり9,000円です。その後は、観測期間終了日の基準価額の90%が、翌観測期間の期初の安定運用部分の配分比率となります。

※6ヵ月毎の観測期間において見直されるため、購入時の基準価額から見た安定運用部分への配分比率は購入時期により異なることがあります。

- 6ヵ月毎の観測期間中の安定運用部分の資産配分比率は、基準価額の少なくとも90%以上となります。外国投資信託証券を通じた担保付スワップ取引により、実質的に短期金融資産(預金含む)で運用することで、観測期間中の基準価額の下落抑制をめざします。

<積極運用部分>

- 設定当初の積極運用部分は1万口当たり1,000円です。その後は、観測期間終了日の基準価額の10%が、翌観測期間の期初の積極運用部分の配分比率となります。

※6ヵ月毎の観測期間において見直されるため、購入時の基準価額から見た積極運用部分への配分比率は購入時期により異なることがあります。

- 6ヵ月毎の観測期間中の積極運用部分の配分比率は、運用状況により基準価額の0%~10%程度の間で変動します。また、主として日経225先物等に投資を行うことで実質的に純資産総額の最大70%程度で運用を行います。

※積極運用部分は、外国投資信託証券を通じた担保付スワップ取引による、投資先ファンドにおける基準価額とみまもり水準相当の差にあたる部分となります。

※基準価額がみまもり水準まで下落した場合

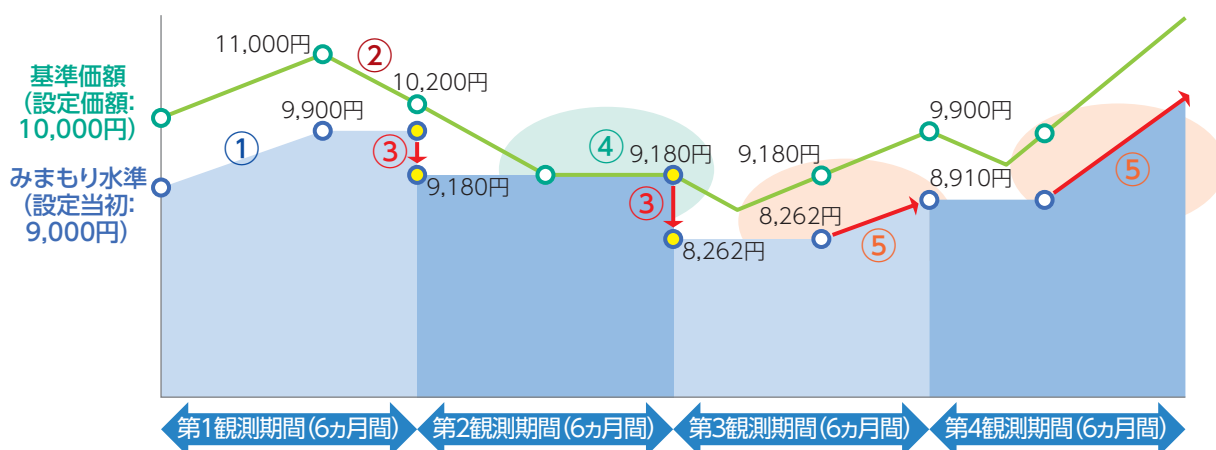
株式市場下落時には、積極運用部分の配分比率がゼロ(基準価額がみまもり水準まで下落)となる場合があります。積極運用部分の配分比率がゼロとなった場合、以降は翌観測期間の期初まで実質的に短期金融資産での運用(安定運用部分のみの運用)を継続します。そのため、観測期間終了日まで株式市場の上昇による値上がり利益は享受できません。みまもり水準の留意点等については、7~8ページの【みまもり水準について】をご参照ください。

※実際の運用においては、ファンドにかかる各種費用や金融情勢の影響等を考慮して運用されます。

- 特色③** みまもり水準は6ヵ月毎に設定される観測期間中の基準価額の最高値から90%の水準とし、6ヵ月毎にみまもり水準の見直しを行います。

基準価額とみまもり水準の見直しのイメージ図

- ① 設定当初のみまもり水準は9,000円(1万口当たり)です。みまもり水準は、基準価額が観測期間中の最高値を更新する毎に上昇します。
- ② 観測期間中は、基準価額が下落してもみまもり水準は維持されます。
- ③ 観測期間終了日の基準価額の90%を翌観測期間の期初のみまもり水準として再設定します。
- ④ 観測期間中に、基準価額がみまもり水準に達した場合は、翌観測期間の期初まで実質的に短期金融資産の運用(安定運用部分のみの運用)を継続しますので株価上昇の恩恵を享受できません。
- ⑤ 観測期間中に、基準価額が観測期間中の最高値を更新した場合、みまもり水準は上昇します。



※上記は、みまもり水準の見直しイメージを簡易的に表すためのものであり、すべてを網羅するものではありません。

※みまもり水準の留意点等については、7～8ページの【みまもり水準について】をご参照ください。

※基準価額は1万口当たり。分配金・税金・運用管理費用等は考慮していません。

- みまもり水準は、観測期間中の基準価額最高値の90%とし、基準価額が各観測期間中に最高値をつける毎に上昇します。一方、各観測期間中は、基準価額が下落してもみまもり水準は変更されません。
- 6ヵ月毎にみまもり水準の見直しを行います。観測期間(6ヵ月毎)終了日の基準価額の90%が、翌観測期間の期初のみまもり水準となります。各観測期間終了日の基準価額の90%を安定運用部分、10%を積極運用部分とし、翌観測期間から「安定運用」と「積極運用」を行います。

【みまもり水準について】

- 当ファンドは株式市場の下落時に基準価額の下落をみまもり水準までに抑えることをめざして運用を行いますが、損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。みまもり水準とはあくまでも目標とする水準であり、基準価額が当該水準以下とならないことを委託会社が保証するものではありません。
 - ・各種費用やマイナス金利の影響等により、基準価額がみまもり水準を下回ることがあります。
 - ・株式市場が下落した場合等には、基準価額がみまもり水準を下回る可能性があります。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。
 - ・株式市場下落時などでは、積極運用部分への配分比率が低下します。その際、基準価額とみまもり水準の差が小さくなるほど、実質的な日本株への投資金額も小さくなるため、基準価額の一層の下落が抑制されることが見込まれます。一方で株式市場の価格上昇の恩恵を享受できない場合があります。
 - ・継続申込期間中にご購入いただいた場合、みまもり水準は購入価額の90%の水準になるとは限りません。
- 基準価額がみまもり水準まで下落すると、実質的に短期金融資産の運用に移行し、観測期間の終了時までその運用が継続します。実質的に短期金融資産の運用に移行した後は、観測期間中に株式市場が上昇もしくは下落した場合でも、日本株への投資は行っていないことから基準価額は株式市場の上昇もしくは下落の影響は受けません。
※基準価額がみまもり水準以下に下落した場合、運用管理費用(信託報酬)は低下しますが、その他の各種費用やマイナス金利の影響等金融情勢により、観測期間終了日まで基準価額がさらに下落することがあります。詳しくは後述の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。
- みまもり水準は、観測期間終了日の基準価額の90%に見直しを行い、翌観測期間から再び実質的に日本株への投資が開始されます。翌観測期間の期初のみまもり水準は、設定日以降の基準価額の最高値の90%ではないことにご留意ください。したがって、翌観測期間の期初のみまもり水準は9,000円未満となる場合もあります。また、運用状況等によってはファンド購入時のみまもり水準を下回る場合があります。
- 観測期間終了時に安定運用部分(みまもり水準)と積極運用部分の配分比率を、観測期間終了日の基準価額の90%、10%に見直すため、株式市場下落時等においては安定運用部分の水準が購入時よりも低下する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- みまもり水準は6ヵ月毎に見直します。6ヵ月毎の観測期間は、毎年6月の第1営業日から11月の最終営業日ならびに12月の第1営業日から5月の最終営業日までとします。
 - ・みまもり水準は6ヵ月毎の観測期間において見直されるため、すべての受益者において購入時時点のみまもり水準が常に維持されているものではありません。
 - ・継続申込期間中にご購入いただいた場合、ご購入時点から最初のみまもり水準見直しまでの期間が異なります。

【基準価額・みまもり水準・株式市場の関係】

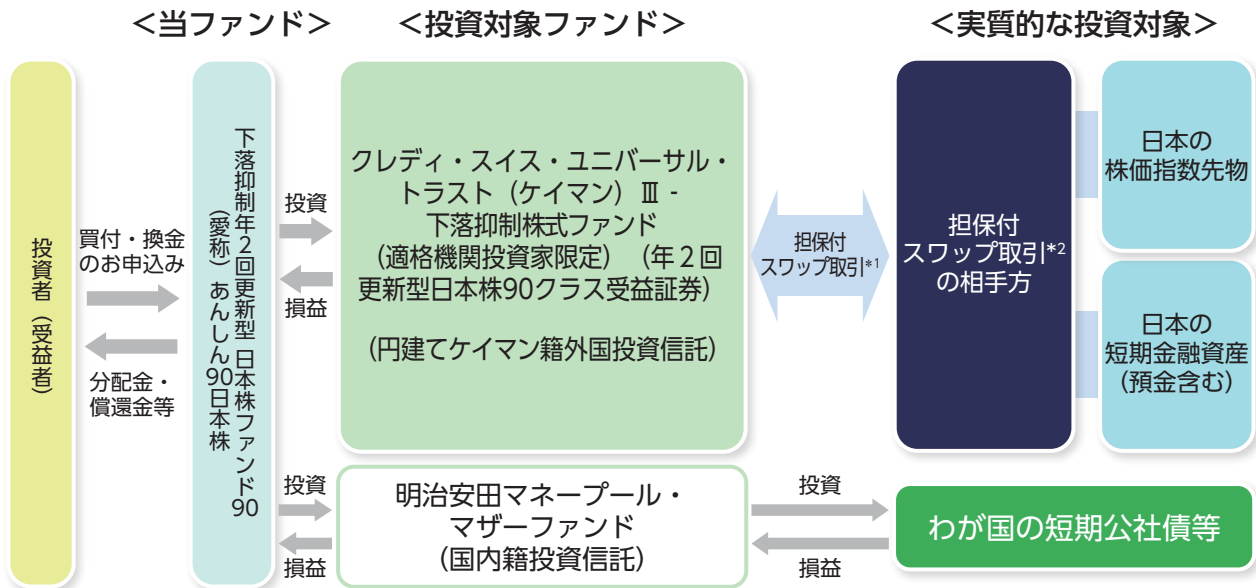
	株式市場 上昇	株式市場 下落
基準価額が みまもり水準 よりも高い場合 (積極運用部分:プラス)	基準価額の動きは上昇 日本株(主として日経225先物) への実質的な投資比率は上昇 ※最大で純資産総額の約70%	基準価額の動きは下落 日本株(主として日経225先物) への実質的な投資比率は低下 ※最小で純資産総額の約0%
基準価額が みまもり水準 まで下落した場合 (積極運用部分:0%)	基準価額の動きは株式市場の 上昇の影響を受けません。 日本株(主として日経225先物) への実質的な投資比率は0%	基準価額の動きは株式市場の 下落の影響を受けません 日本株(主として日経225先物) への実質的な投資比率は0%

※外国投資信託証券を組入れているため、基準価額とみまもり水準、株式市場の動きに差異が生じることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



*1 担保付スワップ取引は、当ファンドの投資対象ファンドであるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが運用する外国投資信託証券と、クレディ・スイス・インターナショナルとの間で、実質的に投資する日本の株価指数先物・円建ての短期金融資産(預金含む)の投資成果を反映する取引です。

当該スワップ取引では、実際に投資対象資産(日本の株価指数先物および短期金融資産(預金含む))を保有していなくとも、スワップ取引を通じて、実質的に投資を行っているのと同様の投資効果を受けます。

*2 投資対象ファンドは、スワップ取引の相手方の信用リスクに対して資産保全を図るため、スワップ取引の取引価値に見合う担保を相手方から取得します。詳しくは後述の投資リスクをご覧ください。

※ 当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。

※ 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※ 市場環境によって、マイナス金利の影響を受けることがあります。

※ 上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年1回(9月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利息・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
前記の内容は将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

●組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。また、将来見直しを行うことがあるため、新たに追加・除外されることがあります。

ファンド名	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲー下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)(年2回更新型日本株90クラス受益証券)
形態	円建てケイマン籍外国投資信託
設立日	2018年6月1日
投資態度	<p>① 担保付スワップ取引を通じて、日本の株価指数先物(主として日経225先物)および円建ての短期金融資産(現金含む)への資産配分を調整し、6ヵ月の観測期間中の基準価額の下落を「フロア水準」までに抑えることを目指して運用を行います。 ※純資産総額に対する株式の実質組入比率は最大70%程度となります。</p> <p>② フロア水準は6ヵ月毎に設定される観測期間中の基準価額の最高値から少なくとも90%の水準とし、6ヵ月毎にフロア水準の見直しを行います。 ※観測期間は2018年6月1日から2018年11月の最後から二番目のファンド営業日までとします。それ以降は、6ヵ月の期間で観測し、前回の観測期間の直後の日本取引所営業日から毎年5月の最後から二番目のファンド営業日まで、あるいは前回の観測期間の直後の日本取引所営業日から毎年11月の最後から二番目のファンド営業日までとします。 ※設定当初のフロア水準は発行価格の90%とします。 ※ファンド営業日は、東京およびニューヨークのそれぞれにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日は除きます。)で、東京、大阪およびニューヨークにおいて証券取引市場が営業を行う日や、管理会社がファンドに関して適宜決定することができるその他の場所におけるその他の日をいいます。 ※日本取引所営業日は、株式会社大阪取引所が大阪において営業を行う各日(土曜日および日曜日は除きます。)や、管理会社がファンドに関して適宜決定することができるその他の場所におけるその他の日をいいます。 ※フロア水準は、各観測期間(6ヵ月間)中で、基準価額が最高値をつける毎に上昇します。 ※各観測期間が終了した時点の基準価額の90%を翌観測期間の期初のフロア水準となるようフロア水準の見直しを行います。</p> <p>③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・空売りされる証券の総額は、ファンドの純資産総額を上回りません。 ・流動性に欠ける資産の組入れは15%以下とします。 ・管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引を行いません。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・一発行会社の発行済総株式数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ・投資信託・投資法人の株式または受益証券の価額(株式エクスポージャー)は、純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ・ポジションからカウンターパーティに対して生じるネット・エクスポージャー(デリバティブ・エクスポージャー)は、純資産価額の10%以下とします。 ・ある事業体が発行、調整または引き受けた(i)有価証券(株式エクスポージャーを除く)、(ii)金銭債権(デリバティブ・エクスポージャーを除く)および(iii)黙示的パートナーシップ出資持分の価額(上記(i)から(iii)を合わせて、債券エクスポージャー)は、純資産価額の10%以下とします。 ・同一の発行会社またはカウンターパーティに対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャー、およびデリバティブ・エクスポージャーの純資産総額の合計は20%以下とします。 ・店頭デリバティブ取引やその他の非デリバティブ取引に関して、カウンターパーティの信用リスク(カウンターパーティ・リスク)は基準価額の10%以下とします。カウンターパーティ・リスクとは、ファンドによるカウンターパーティとの上記の取引に関し、未実現利益から、提供された担保額を差し引いた金額をいいます。120日以内に満期を迎える外国為替取引(NDFを除く)に関するカウンターパーティ・リスクは、ゼロとします。
決算日	毎年5月31日
分配方針	決算時に管理会社の判断により分配を行うことができます。

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率0.35%程度 ※上記料率には、管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社とその代理人への報酬等、および設立費用、監査報酬等が含まれます。
その他費用	担保付スワップ取引において損失を投資元本に限定するための費用、取引執行手数料等(その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	純資産の合計が1億円を下回った場合等は償還となる場合があります。
関係法人	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 受託会社：エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド 管理事務代行会社・保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー 報酬代行会社・スワップカウンターパーティー：クレディ・スイス・インターナショナル

※上記の内容等については、今後、変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※前記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)に係る要件を満たしております。

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設立日	2011年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ②ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ②同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥外貨建資産への投資は行いません。
決算日	毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

※上記の内容は、今後、変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※前記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)に係る要件を満たしております。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

下落抑制年2回更新型 日本株ファンド90は、投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引により、実質的に日本の株価指数先物および短期金融資産(預金含む)へ投資を行う等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

価格変動リスク	有価証券の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する有価証券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
デリバティブに関するリスク	株価指数先物の価格は、投資対象資産(有価証券)の価格変動等の影響を受けるため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。
担保付スワップ取引に関するリスク	当ファンドの投資対象である円建ての外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、日本の株価指数先物取引および短期金融資産を投資対象とする投資成果を享受する契約ですので、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。 投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から当該外国投資信託の純資産相当額の担保を受け取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

信用リスク	<p>投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。</p> <p>また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。</p>
流動性リスク	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価額で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

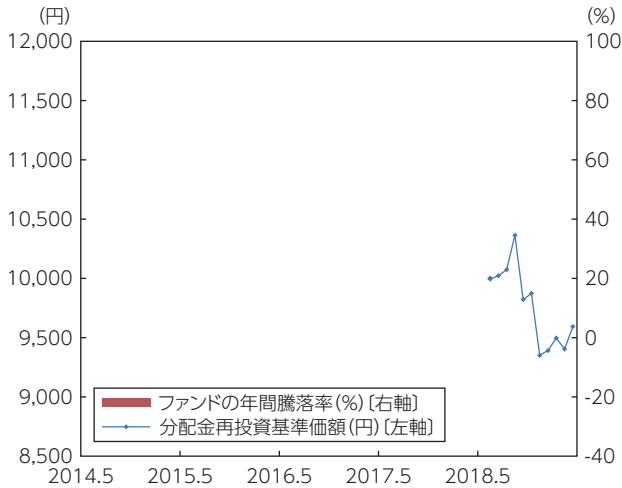
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



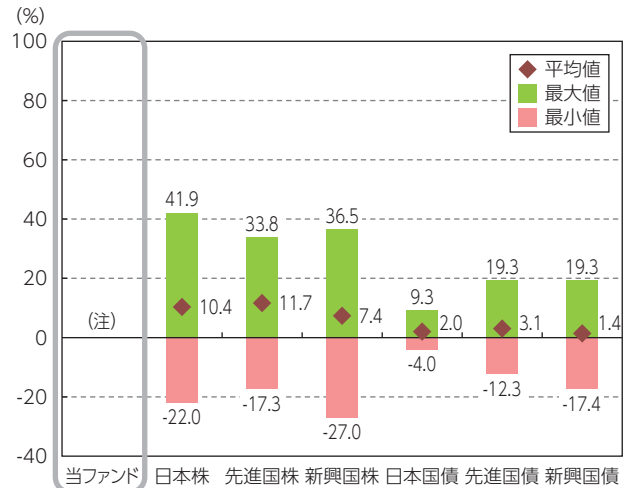
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日から1年を経過していないため、設定日以降のデータで表示しています。年間騰落率のデータはありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年5月~2019年4月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
(注)当ファンドは、設定日から1年を経過していないため、年間騰落率のデータがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

●QRコードからアクセスする

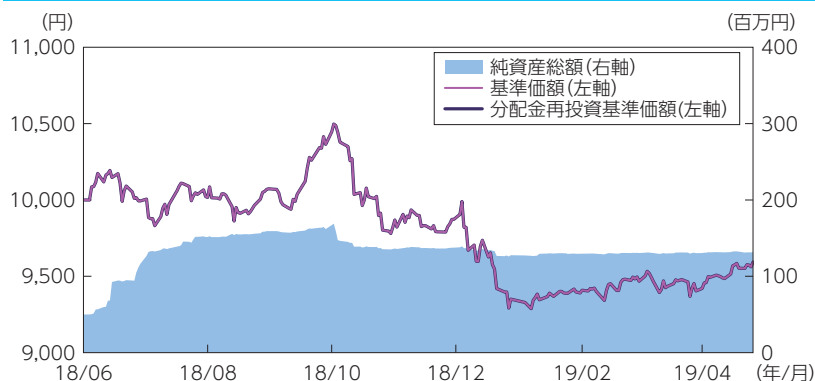
スマートフォンをお持ちの方は右記のQRコードを読み込み、委託会社のホームページのホーム画面へアクセスしてください。ホーム画面から、投資信託商品一覧へと進み、当ファンドの運用レポート(月次)を選択することで、最新の運用状況をご確認頂けます。



3. 運用実績

2019年4月26日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年9月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,593円
純資産総額	131百万円

主要な資産の状況

【組入投資信託等】

	投資比率(%)
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-下落抑制株式ファンド (適格機関投資家限定)(年2回更新型日本株90クラス受益証券)	97.41
明治安田マネープール・マザーファンド	0.08
その他の資産(負債控除後)	2.51
合計(純資産総額)	100.00

※投資比率は純資産総額に対する割合

明治安田マネープール・マザーファンド【組入上位5銘柄】

(組入銘柄数:10)

	銘柄名	償還期限	投資比率(%)
1	政府保証第87回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2019年 8 月30日	14.19
2	政府保証第100回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2020年 2 月28日	11.85
3	政府保証第4回地方公共団体金融機構債券	2019年 9 月13日	11.77
4	政府保証第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2019年12月27日	6.26
5	政府保証第103回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2020年 3 月19日	5.93

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2018年は設定日(2018年6月1日)から12月末までの収益率、2019年は4月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込の受付を行いません。
購入の申込期間	2019年6月18日から2019年12月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2018年6月1日から2023年5月31日 ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
繰上償還	組入投資信託証券(投資対象ファンド)が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	年1回(毎年9月18日。休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%)* を上限として販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 *消費税率が10%となった場合は3.3%(税抜3.0%)となります。
--------	--

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年1.0044%(税抜0.93%)*1の率を乗じて得た額が、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。</p> <p>なお、基準価額がみまもり水準以下となった場合、その翌々営業日から観測期間終了日まで年0.0324%(税抜0.03%)*2の率を乗じて得た額とします。また、次の観測期間開始日から再び年1.0044%(税抜0.93%)*1の率を乗じて得た額とし、同じルールを繰り返します。</p> <p>当該費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>*1 消費税率が10%となった場合は年1.023%(税抜0.93%)となります。</p> <p>*2 消費税率が10%となった場合は年0.033%(税抜0.03%)となります。</p>
------------------	--

<内訳>

配分	料率(年率)	基準価額がみまもり水準以下となった場合
委託会社	0.432%(税抜0.4%)	0.0108%(税抜0.01%)
販売会社	0.54%(税抜0.5%)	0.0108%(税抜0.01%)
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	0.0108%(税抜0.01%)
投資対象とする投資信託証券*	0.35%程度*	
実質的な負担*	1.3544%程度 (税抜1.28%程度)	0.3824%程度 (税抜0.38%程度)

【消費税が10%となった場合】

配分	料率(年率)	基準価額がみまもり水準以下となった場合
委託会社	0.44%(税抜0.4%)	0.011%(税抜0.01%)
販売会社	0.55%(税抜0.5%)	0.011%(税抜0.01%)
受託会社	0.033%(税抜0.03%)	0.011%(税抜0.01%)
投資対象とする投資信託証券*	0.35%程度*	
実質的な負担*	1.373%程度 (税抜1.28%程度)	0.383%程度 (税抜0.38%程度)

運用管理費用 (信託報酬)	<内容>	
	支払い先	役務の内容
	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社、受託会社・管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社等への報酬等
	実質的な負担	—
	<p>* 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。</p> <p>※投資対象ファンドを通じて行うスワップ取引において、損失を積極運用部分における投資元本に限定するための費用が掛かり、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。</p> <p>(上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)</p>	
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.0055%(税抜0.005%)となります。</p>	

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315%

※上記は2019年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

